

◆加古川市中小企業融資あっせん制度◆

融資種類	一般融資	小規模企業支援融資	創業支援融資
利用頂ける方	市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者 (個人事業主を含む)	市内に住所又は主たる事業所を有する小規模企業者 (個人事業主を含む)	市内で新たに事業を開始する 創業者 (個人事業主を含む)
NPO 法人の 取扱い	○	× (医業を主たる事業とする場合は除く)	×
申込要件	市税を滞納していないこと		
		次のいずれにも該当する者 A) 常時使用する従業員数が20人 (商業、サービス業(※)は 5人)以下 ※宿泊業、娯楽業及び旅行業は 20人以下 B) 保証協会の保証付融資残高と融 資申し込み金額の合計が 2,000万円以内	次のいずれかに該当する者 A) 事業を営んでいない個人で 1か月以内に事業を開始す る方又は2か月以内に会社 を設立する方(※) B) 事業を営んでいない個人が 事業を開始し、5年を経過し ていない方 C) 事業を営んでいない個人が 設立した会社で、設立後5年 未満の会社 D) 分社化を計画する会社又は 設立後5年未満の分社化さ れた会社 E) 事業を営んでいない個人が 個人事業主として創業後、法 人成りした会社(個人創業後 5年未満に限る) ※認定特定創業支援等事業を受けた 場合は6か月以内
資金使途	運転・設備 (運転資金：商品・原材料の仕入れ、手形決済、人件費の支払いなど)		運転・設備 (事業開始前に必要な資金を含む)
融資限度額	3,000万円	1,250万円	1,000万円 (認定特定創業支援等事業による支援を 受けたことについての本市が発行する証 明書の交付を受けている場合は1,500万 円)
融資期間	84か月以内 (うち据置6か月以内(小規模企業支援融資は均等分割払の場合に限る))		84か月以内(うち据置1年以内)
融資利率	年1.5%	年1.4%	年0.7%
返済方法	原則、元金均等分割払い	元金均等分割払い又は一時払い	原則、元金均等分割払い
保証人	取扱金融機関又は信用保証 協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	
担保	取扱金融機関又は信用保証 協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	不要
信用保証	原則必要	必要 全国統一の保証制度「小口零細企業保証」	必要
その他	—	必要保証料の1/2を市が負担	